

評価項目及び評価基準

1 評価点

評価点の算出方法は、次の合計点数とする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{技術審査点数} & + & \text{価格審査点数} & = & \text{合計点数} \\ (380 \text{ 点満点}) & & (120 \text{ 点満点}) & & (500 \text{ 点満点}) \\ & & & & (\text{選定委員平均}) \end{array}$$

2 技術審査点の点数化の方法

選定委員1人当たりの技術審査点の配点は、380点とする。また、表1 評価項目及び配点（以下「表1」という。）に示す評価項目ごとに、表2 評価基準（以下「表2」という。）で示す基準により評価し、各選定委員が項目ごとに算出した点数の合計を選定委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を技術審査点数とする。

なお、各評価項目の点数及び技術審査の点数の計算方法は、次に揚げるとおりとする。

- (1) 各評価項目の点数 = 表1の各項目の配点 × 表2の評価による配分率
※少数点第2位まで求める（小数点第3位以下は切り捨てる。）。
- (2) 技術審査点数 = 前号で算出した各評価項目の点数の合計
※少数点第2位まで求める（小数点第3位以下は切り捨てる。）。

表1 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点	
事業者概要	企業規模、経営状況等、本事業の委託先として適当か	10	30
	他自治体への導入実績	10	
	業務の実施体制は、整っているか（実績、知識、技術、会社の導入支援業務体制、サービス開始後の業務体制等）	10	
システムの基本事項	本市が要求する機能要件を満たしているか	100	120
	本市の業務負荷軽減に向けた理解、基本方針となっているか	5	

	必要な環境条件は明らかになっているか	5	
	提案されたハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの構成で、システムが問題なく稼働できるか	10	
操作性	多くのユーザーにとって分かりやすい（操作しやすい）設計になっているか。 また、視認性、デザイン性等、理解しやすいものになっているか	30	70
	画面偏移の際のレスポンス等、ユーザーにストレスのない設計となっているか	20	
	操作マニュアル等に図や絵もあってわかりやすい仕様となっているか	20	
システムの導入	システムの本格稼働までのスケジュールが明確かつ適切か	15	15
システムの運用・保守	安定してシステムが稼働できる運用・保守体制となっているか	10	40
	システムに係る問い合わせ窓口が一本化されており、システム障害が発生した際の連絡体制や応急処置などサポート体制は迅速かつ適切な体制か	5	
	バージョンアップや法改正に伴うシステム改修の対応方法は明確か（有償・無償の考え方は明らかか）	10	
	操作マニュアル等の提供があり、システム改修が行われた際には、無償で改訂版を作成し、ユーザーへ提供できるか	10	
	対応する技術者の人数や知識・経験は十分であるか	5	
セキュリティ対策	不正アクセス、ウイルス対策等のセキュリティ対策が十分配慮された提案であるか	35	90
	個人情報保護に関して十分な対策が施されているか、また事業者として適切な考え方をもっているのか	35	
	データのバックアップや復元が適切に行えるか	10	
	災害、停電、ネットワーク障害時の対策は適切か	10	

職員研修	職員研修の実施体制、研修テキストの内容は十分であるか	5	5
その他の提案	仕様書以外で本市職員や入札参加者の利便性向上に資する等の独創的な提案がなされていたか	5	10
	将来的な拡張性について提案がなされていたか (電子入札や電子契約の活用の可能性など)	5	
合計			380

※合計点数が、配点の6割を下回る場合には、優先交渉者として選定しない。

表2 評価基準

評価	評価内容	点数の算出方法 (配分率)
A	特に優れている	配点 × 100%
B	優れている	配点 × 75%
C	普通	配点 × 50%
D	やや劣る	配点 × 25%
E	劣る	配点 × 0%

3 価格審査の点数化方法

価格審査の配点は、120点とする。価格審査における価格審査点数は、次の式によって算出する。

価格審査点数 = ①導入業務見積価格点数 + ②運用保守業務に係る参考見積価格点数
※少数点は切り捨てる。

①導入業務見積価格点数 = (最低見積価格 / 提案価格) × 40点
※少数点第3位以下は切り捨てる。

②運用保守業務に係る参考見積価格点数 = (最低見積価格 / 提案価格) × 80点
※少数点第3位以下は切り捨てる。

※参考見積価格は、5年間(令和9年4月1日～令和14年3月31日)の運用保守業務に係る総額とする。

4 同点の場合

審査の結果、最も合計点数が高い者が複数あるときは、審査委員の多数決により優先交渉者を選定する。